

郡山市ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例施行規則

平成11年3月17日

郡山市規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例(平成10年郡山市条例第53号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(ポイ捨て等防止指導員)

第2条 条例第8条第1項に規定するポイ捨て等防止指導員(以下「指導員」という。)は、市民のうちから市長が委嘱する。

2 指導員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する啓発、指導及び助言
- (2) 条例第10条第1項の規定による回収容器の設置及び管理の状況の調査
- (3) 市が実施するポイ捨て及び犬のふんの放置防止に係る施策への協力
- (4) その他ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関し必要な業務

3 市長は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合
- (2) 指導員としての能力又は適正を著しく欠く場合
- (3) 指導員としてふさわしくない非行のあった場合

(回収容器の設置等を要しない自動販売機)

第3条 条例第10条第1項の規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場、事務所等の敷地に設置された自動販売機で、当該工場、事務所等の関係者以外の者が利用することができないもの
- (2) 建物の内部に設置された自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) その他市長が空き缶等のポイ捨てのおそれがないと認める場所に設置された自動販売機

(回収容器)

第4条 条例第10条第1項の規定により設置する回収容器は、次の各号に掲げるすべての要件を備えるものでなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 飲食料品の容器等の回収に支障のない容積を有すること。
- (3) 安定性があり、かつ、飲食料品の容器等の投入が容易なものであること。

2 回収容器は、飲食料品の容器等を回収するために適当な場所で、かつ、市民等の通行の妨げとならない場所に設置しなければならない。

3 回収容器は、常に破損がなく、かつ、飲食料品の容器等の回収に支障のない容量及び投入しやすい状態を保つように管理しなければならない。

(勧告)

第5条 条例第12条第1項の規定による勧告は、回収容器設置(適正管理)勧告書(第1号様式)により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による勧告は、散乱宣伝物回収等勧告書(第2号様式)により行うものとする。

(命令)

第6条 条例第13条第3項の規定による命令は、回収容器設置(適正管理)命令書(第3号様式)により行うものとする。

2 条例第13条第4項の規定による命令は、散乱宣伝物回収等命令書(第4号様式)により行うものとする。

(立入調査員証)

第7条 条例第16条第1項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(第5号様式)とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。